

業務規程【電子債権決済サービス用】の一部改定について<新旧表>

(下線部変更箇所)

旧	新
<p>第 5 条 (記録の禁止)</p> <p>1 当社は、次に掲げる事項に係る記録を行わないものとする。</p> <p>(1) 質権設定記録</p> <p>(2) 分割記録 (譲渡記録、支払等記録、強制執行等記録とともにするものを除く。)</p> <p>2 当社は、発生記録において、法第 16 条第 2 項第 15 号に掲げる事項として、前項各号に掲げる事項を記録する。</p>	<p>第 5 条 (記録の禁止)</p> <p>1 当社は、次に掲げる事項に係る記録を行わないものとする。</p> <p>(1) 質権設定記録</p> <p>(2) 分割記録 (譲渡記録、支払等記録、強制執行等記録とともにするものを除く。)</p> <p><u>(3) 記録機関変更記録</u></p> <p>2 当社は、発生記録において、法第 16 条第 2 項第 15 号に掲げる事項として、前項各号に掲げる<u>電子記録をしない旨</u>を記録する。</p>
<p>第 33 条 (業務規程の変更)</p> <p>本業務規程を変更する場合には、当社の取締役会決議を経た上、主務大臣の認可を受けるものとする。</p>	<p>第 33 条 (業務規程の変更)</p> <p>1 本業務規程を変更する場合には、当社の取締役会決議を経た上、主務大臣の認可を受けるものとする。</p> <p>2 <u>当社は、本業務規程を変更する場合には、速やかに、当社又は請求代行者のインターネットのウェブサイト</u>に 1 か月以上掲載する方法<u>その他の当社所定の方法により利用者に対して当該変更の内容を周知するものとする。</u></p> <p>3 <u>本業務規程の変更後に利用者が当社を利用した場合には、変更後の本業務規程の内容を承認したものとみなすものとする。</u></p>
<p>附則</p> <p>(施行期日)</p> <p>第 1 条 本業務規程は、平成 22 年 9 月 30 日から施行する。</p> <p>附則</p> <p>(施行期日)</p>	<p>附則</p> <p>(施行期日)</p> <p>第 1 条 本業務規程は、平成 22 年 9 月 30 日から施行する。</p> <p>附則</p> <p>(施行期日)</p>

<p>本業務規程の平成 24 年 8 月付変更は、平成 24 年 8 月 31 日から施行する。</p> <p>附則</p> <p>(施行期日)</p> <p>本業務規程の平成 25 年 7 月付変更は、平成 25 年 7 月 1 日から施行する。</p>	<p>本業務規程の平成 24 年 8 月付変更は、平成 24 年 8 月 31 日から施行する。</p> <p>附則</p> <p>(施行期日)</p> <p>本業務規程の平成 25 年 7 月付変更は、平成 25 年 7 月 1 日から施行する。</p> <p>附則</p> <p><u>(施行期日)</u></p> <p><u>本業務規程の平成 29 年 4 月付変更は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。</u></p>
--	--